

II 発生時における地震防災対策

1 人的・物的被害の確認

(1) 安全の確保

地震が発生したら大きな揺れが収まるまで、職員は自らの身の安全を守りながら、利用者の安全確認を呼び掛けることが重要である。揺れが収まるまで、職員は自らの身を守り安全を確保したうえで、とっさの判断や行動が難しい利用者に対しては適切な指示や声かけを行い身の安全確保を呼び掛ける。

(2) 施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時の施設内にいた利用者、ボランティア、職員等の安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当てが受けられるまでの間、可能な限りの応急手当を実施し、日頃からの防災訓練で慣れておくことが重要である。なお、医療機器の利用している利用者への電源確保を行い、万が一、死者が出た場合には利用者が動揺しないように隔離安置をする。

(3) 施設の屋内外点検

大きな揺れが収まったら職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、必要な出口や通路の安全性を確保し、安全な避難経路を確保する(開ける出口は事前に決めておき、戸が再び閉まらないように近くにある物等を挟んでおく)。

更に、施設内の火気器具、危険物の点検を行い、出火の有無を確認したうえで、施設の倒壊危険性の把握、室内の通路や廊下等の落下物や転倒物等の障害物の点検を行い余震による二次災害の発生を防ぐ。

2 二次災害の発生防止対策を実施

(1) 出火防止対策の徹底

日頃の防災訓練で消火栓・消火器の位置を把握し、消火動作に慣れること。万が一、施設内で火災が発生した場合には、職員並びに必要なに応じて防災協力隊の協力を得ながら、初期消火活動に努め火災の延焼拡大を未然に防止する。また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われるときには電気ブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぐ。



(2) 施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって、施設利用者等が被害を受けないように、原発事故・火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には、避難準備を開始する。

3 施設利用者の避難誘導

施設長は、「地震の震源地」「地震の規模」「津波情報」「周辺の被害状況並びに交通状況」「避難指示・避難勧告の有無」などの必要な情報を入手し、収集された情報を踏まえ、避難場所・避難経路の安全性の確認を行い、事前に定めておく避難行動計画パターンの中から適切な行動を選択して、職員へ避難行動を指示する。

※事前に定めておく避難行動パターン

当初の避難では		建物内の安全なスペースへ避難
		施設敷地内の安全な広場などへ避難
本格的な避難では		建物内で待機
		施設敷地内の安全な広場などへ避難
		高松ホーム及び広域避難地への避難

※余震が起きても慌てずに正しい情報に従い行動する。

(1) 被害が軽微な場合には施設内で待機

施設の被害発生状況を調査した結果、施設内の被害が軽微で、建物の安全対策が十分に危険性がない場合には、各自安全な場所で待機する。

(2) 施設内安全空間への避難誘導

施設内には、日頃から安全空間を確保しておき、施設の一部に被害が発生して、その場にとどまることが危険と判断される事態が生じた場合には、安全空間を点検し、利用者の避難するスペースを確保したうえで、利用者を誘導する。

(3) 施設外への避難誘導

施設の被害が甚大で施設内にとどまることが危険と判断された場合には、施設長の指示のもと、事前に決めておいた必要とする車両を確保しながら、利用者の特性に応じて、速やかに避難誘導を行う。

(4) 施設外へ避難する際の非常持ち出し品の携帯

施設外へ利用者を避難誘導する際には、利用者のケース記録・処方箋・常備薬等の利用者の生命に関わる物は、非常持ち出し品として職員が携帯する。

4 必要な連絡

職員間の非常連絡

市・防災関係機関・医療機関・ライフライン機関との情報伝達

5 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応

(1) 利用者への温かな対応

地震発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、地震発生直後の利用者の不安感を軽減するように努める。また、職員は利用者の健康状態を

管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さの環境によるストレスを和らげる対応にあたる。

(2) 施設利用者家族の安否確認の実施

利用者家族の被害情報や安否確認を早急に確認し、施設利用者の精神的不安感の軽減に努める。利用者家族の避難状況によっては、連絡が取りづらい場合があるため「災害用伝言ダイヤル 171」などを友好に活用し連絡を取る。

(3) 薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や協力医療機関と連権を図り、日々の薬を確保しておく。なお、建物の被災状況・利用者の健康状態を考慮し、他施設(高松ホーム)への移送や協力医療機関への移送も講じる。移送については、家族の許可を取る必要があるが、緊急時には事後報告の場合もある。